

# 一関市産たけのこの 出荷制限の一部解除にかかる 出荷管理へのご協力のお願い

一関市産のたけのこについては、平成24年5月から国より出荷制限が指示されておりましたが、令和2年4月24日、国(林野庁)より通知があり、一関市大東町、東山町及び藤沢町の区域から産出されるたけのこの出荷制限が解除となりました。

制限解除後は、出荷管理により適正に管理していくことが国より求められており、一関市では集荷台帳の整備や集荷記録の把握などにより出荷管理を行っております。

一関市産のたけのこを集荷・販売する場合は、以下の事項を順守のうえお取扱いいただくようご協力をお願いいたします。

・販売することができるのは、**一関市大東町、東山町及び藤沢町の区域から産出されるたけのこ**で「**一関市たけのこ集荷台帳**」に登録された**生産者のみ**となります。

※「一関市たけのこ集荷台帳」には**産直施設・生産者・採取場所の組合せ1件ごとに登録**されます。

・出荷の時期は、岩手県が行う出荷前検査で**安全性が確認された後**になります。

・販売の際は、**販売単位ごとに生産者氏名・住所、採取日、採取場所の表示**が必要です。

上記のほか、生産者・産直施設等の皆様にご協力いただく事項がございますので、**一関市産のたけのこを取り扱われる場合は必ず下記までお問い合わせ**ください。



【お問合せ先】一関市役所農林部農地林務課林業振興係  
電話 0191-21-8195 FAX 0191-21-4221